

介護保険制度

介護報酬改定と 介護保険料を据え置き



問合せ先
市役所介護福祉課介護保険担当
TEL(23)6111番内線2184・2116

平成12年度にスタートした介護保険制度は、要介護状態の高齢者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着してきましたが、当初の想定を超えた介護給付の増大により、早くから制度の持続可能性が懸念されてきました。

特に、比較的軽度な認定者数の急増や、施設サービス利用への偏りなど、本制度がスタートした当初の理念が十分に達成されていないことや、認知症高齢者、一人暮らしの高齢者の増加も、介護給付が増大する要因の一つとなっています。

介護報酬の改定

当市においても高齢化は急速に進み、平成21年1月末で高齢化率25%に達し、要支援・要介護認定者が合わせて約千

人という状況です。一方で、これまで国が行ってきた介護報酬の引き下げによって、介護事業者の経営圧迫、介護従事者の離職等の影響を与えています。

これらの深刻化した状況を踏まえ、国では平成21年度から介護報酬改定を3%増とすることとし、介護従事者の処遇改善の取り組みを進めています。

介護保険料の据え置き

65歳以上の方の、介護保険料は3年ごとに見直され、平成20年度は「第4期介護保険事業計画」を策定し、介護保険料を見直す年度でした。

平成21年度から23年度までの介護保険料は、3年間の介護サービスの給付状況、65歳以上の被保険者の推移等を推

計しながら決定するものですが、当市では、介護給付の自然増等による介護保険料の上昇分が、標準月額で約六百四十円と算定されました。

しかし、平成12年度以来、介護事業運営基金に積み立てられた介護保険料の余剰金が約3億円を有しており、このうちの約一億六千万円を繰り入れることで、介護保険料を据え置くこととなりました。

平成18年度から実施されていた税制改正に伴う激変緩和措置は、平成20年度で終了しましたが、低所得者対策として、所得第4段階（市民税課税世帯で本人非課税）のうち、課税年金収入と合計所得金額が八十万円以下の方について

介護保険料

第4段階の特例

は、特例で介護保険料を軽減します。

対象者は、平成21年度の推計で第4段階該当者二千四百七人のうち、千五百七人が特例になる方です。軽減額は、年額五千四百円となっています。

介護従事者

処遇改善特例交付金

介護報酬が3%増になると、介護給付も増えますが、この影響によって自然増のほかに、市町村の介護保険料の増額も伴います。

国では、介護保険料の増額を抑制するため、平成20年度中に各市町村に対して「介護従事者処遇改善臨時特例基金」を造成させ、平成21年度上昇分全額および平成22年度上昇分の半額に相当する金額が交付されました。

介護報酬増に伴う当市の介護保険料は、平成21年度から平成23年度までの平均値として月額基準額四十一円と算定され、2年間で約一千二百万円となっています。

この介護従事者処遇改善臨時特例基金からも繰り入れが行われ、介護保険料の据え置きの一助となっています。

所得段階と介護保険料

所得の段階	月 額	年 額	適 用
第 1 段 階	1,300円 (基準額×0.50)	15,600円	生活保護および老齢福祉年金受給者で、世帯全員市民税非課税の方。
第 2 段 階	1,300円 (基準額×0.50)	15,600円	世帯全員市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第 3 段 階	1,950円 (基準額×0.75)	23,400円	世帯全員市民税非課税で、第2段階に該当しない方。
第 4 段 階	特 例 2,150円 (基準額×0.83)	25,800円	世帯のどなたかが市民税課税で、本人が非課税の方のうち、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
	特例外 2,600円 (基準額×1.00)	31,200円	世帯のどなたかが市民税課税で、本人が非課税の方のうち、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方。
第 5 段 階	3,250円 (基準額×1.25)	39,000円	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方。
第 6 段 階	3,900円 (基準額×1.50)	46,800円	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方。

※月額基準額は2,600円です。